

熊本地震アスベスト対策合同会議 開催要綱

1 目 的

熊本地震によって被災した建築物等の解体及びがれき処理に伴って、アスベストの飛散や作業に従事する労働者へのばく露等を防止する必要がある。このため、「熊本地震アスベスト対策合同会議（以下、「合同会議」という。）」を設置する。

2 検討事項

合同会議の検討事項は次のとおりとする。

- （１）被災地におけるアスベスト大気環境濃度調査結果の評価
- （２）がれき処理作業中等におけるアスベスト気中濃度調査結果の評価
- （３）アスベストの飛散・ばく露防止対策の検討
- （４）その他合同会議の目的を達するために必要な事項

3 委員の構成

- （１）合同会議には委員長を置く。
- （２）委員長は、委員の中から事務局が指名する。
- （３）委員長は、合同会議の議事運営に当たる。
- （４）合同会議に、専門の事項を検討させるため必要がある時は、専門委員を置くことができる。

4 事務局

合同会議の事務局は、日本環境分析センター株式会社に置く。

5 その他

合同会議は、原則として公開とする。